

(1) 議		(2)			(3)		(4) [A]		(5)
[B]				(6)			(7)	(8)	
						(9)			
(10)	議		(12) 議			(13)	(14)	[C]	(15)
		(16)	会	(17) 国					
	(18)		(19)			(20)			
(21)		(22)			(23)				(24)
				(25)		(26)		(27)	
(28)			(29)			(30)	会	議	
		(31)				国		(32)	

[A]	[B]	[C]

パズル 3 4

【ヨコのカギ】

- (2) 戦争放棄に明示された現行憲法の基本原則、「□□主義」。
- (3) 現行憲法上、憲法の改正は、各議院の総議員の「□□の□」以上の賛成で、国会が発議し、国民投票による承認が必要。
- (6) 行政府・内閣を構成して政治の運用にあたる権力。
- (7) 議院内で活動する議員の団体が多勢の構成員を擁するもの。
- (10) 総理大臣が主宰する閣僚の会議。
- (13) 主権者が憲法を創造する力。「□□□□権(力)」
- (16) 国民の自由権の保障に加え、国民の生存権に係る諸権を積極的に保障する国家。
- (19) 現行憲法の大原則。「□□在民」。
- (20) 明治維新政府の重要外交案件、不平等条約の改廃。治外法権の撤廃と「関税□□□」の回復。

- (21) 中央への集中を回避し、種々の権限を地方に分散・委譲すること。
- (25) 議会・国会において、会議、委員会の開催日を一定の曜日に定めること。
- (27) 国家財政上、一般会計及び特別会計の現実の歳入・歳出の確定的計算。国会の承認が必要とされる。
- (28) 各議院が、内部組織や各種規律を定めること等について、行政、司法のみならず、他の議院からも制約を受けないこと。「議院の□□権」。
- (30) 国会において、各議院の議員全員が出席する会議。
- (31) 明治憲法の正式名称。「□□□□憲法」。
- (32) 議案、請願、資格争訟など、国会の各議院において会議、委員会の審議・審査の対象となるもの。

【タテのカギ】

- (1) 行政権を担う内閣が議会、特に下院(衆議院)の信任に依拠する制度。責任内閣制ともいう。
- (2) 現行憲法の明記する、すべての人が等しく扱われることを要求する権利。
- (3) 国家の統治機構を担う各機関の総称。「□□分立」は憲法の大原則。
- (4) 戦前期において、政友会、民政党(憲政会)が現出した「□□政党」制。
- (5) それぞれの流派や党派
- (6) 一定の政治目的を追求するために組織・結成された団体。
- (8) 議会、国会が常時活動するのではなく、一定期間だけ活動能力を有する制度。
- (9) 国家権力の恣意的な活動から国民の権利・自由を護るため、憲法等の基本的規範に基づいて国家組織を定め、行政などを牽制すること。「□□主義」。政党名に冠せられることが多い。「□□政友会」、「□□民政党」など。
- (12) 英国の下院が有する広汎な権限・活動に着目して命名された英国の議会政治の特性。
- (14) 行政、司法の組織・活動は、立法府である議会が制定する法律に基づかなければならないとする原則。
- (15) 会議、委員会の開会、議事運営維持に必要な議員、委員の出席者数。「□□数」。
- (17) 現行憲法上、国会は「□□の最高機関」とされる。
- (18) 日本・ロシア間の外交案件である「□□領土問題」
- (21) 国家内の一定地域の行政活動が住民の支持を得た公共団体によって担われること。
- (22) 明治憲法下、文官任用令が適用された官吏の身分保障に関する勅令。「文官□□令」。
- (23) 帝国議会、国会の不文法源。慣例、前例ともいう。
- (24) 一会計年度の歳入・歳出の計画。現行憲法上では国会の議決により成立する。
- (26) 現行憲法の正式名称。「□□□憲法」。
- (27) 各議院において、会議の議決によってその議院の意思を示す議案。
- (29) 日本の侵略的行為に対するアジア諸国の抵抗活動。